

石福総第2466号  
平成28年 2月16日

石狩市社会福祉審議会  
会長 後藤 昌彦 様

石狩市長 田岡 克介

次の事項について、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

乳幼児等医療費給付事業における学齢児の特例給付対象年齢の引上げについて

平成28年 2月16日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市社会福祉審議会  
会 長 後藤 昌彦

乳幼児等医療費給付事業における学齢児の特例給付対象年齢の引上げについて  
(答申)

石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、平成28年2月16日付石福総第2466号で諮問のありました乳幼児等医療費給付事業における学齢児の特例給付対象年齢の引上げについて、本審議会は、乳幼児等医療費給付事業の現状と課題について検討し、石狩市において将来にわたって、持続的かつ安定的に実施可能な乳幼児等医療費給付事業について審議した結果、下記のとおり答申する。

#### 記

乳幼児等医療費給付事業は、乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として実施されている。

近年、少子高齢社会をむかえ、次代を担う子どもと子を養育している保護者に対する児童・家庭福祉サービスの整備、充実が強く求められている。現在、石狩市において子どもを養育している保護者の医療にかかる経済的負担を軽減する乳幼児等医療費給付事業は市民に広く利用されている。このような状況下において、乳幼児等医療費給付事業のうち学齢児の特例給付対象年齢を現状の小学生までから中学生まで引き上げることは妥当なものと判断する。

なお、通院に係る医療費の助成については、その助成対象を小学生まで引き上げることにについて、今後の検討課題としていただきたい。